

## 滋賀県スポーツ施設広告設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県広告等事業実施要綱(平成20年4月9日付け滋財第101号。以下「要綱」という。)および滋賀県スポーツ施設広告設置基準(以下「基準」という。)に基づき、滋賀県(以下「県」という。)が保有する滋賀県スポーツ施設への広告等の設置等について必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱および基準で使用する用語の例による。

### (対象施設、規格等)

第3条 広告等の設置等の対象となる施設は、滋賀県スポーツ施設とし、設置位置は別添仕様書に定めるとおりとする。

2 広告等の規格および区画等については、別添仕様書による。

### (広告等の募集)

第4条 広告等の募集は、県のホームページ等で公募することにより行う。

### (広告等の応募、審査および決定)

第5条 広告等の設置等を希望する者は、広告設置申込書(別記様式第1号。以下「申込書」という。)を募集要項で定める期限までに知事に提出するものとする。

2 県は、前項の申込書の提出があったときは、募集要項に定める応募資格および広告等の設置等の要件(以下「応募資格等」という。)を満たすかどうかを審査の上、広告等の設置等の可否について決定し、設置等の開始予定日の7日前(その日が県の休日に当たるときは、その直前の県の休日以外の日)までに申込書を提出した者(以下「申込者」という。)に通知するものとする。ただし、申込者が広告代理店その他の広告取扱業者であって、申込書の提出時に広告主が決定していないときは、広告主の決定後、県が別に定める日までに審査を受けるものとする。

3 県は、同一の区画に前項の審査の結果、応募資格等を満たした申込者が複数あるときは、公開による抽選により決定するものとする。この場合において、県が複数の区画を募集し、他に申込者のない区画があるときは、県は、抽選に外れた申込者について、その希望により当該申込者のない区画に係る広告等の設置等を行う者として決定することができる。

ただし、あらかじめ広告等の設置等に係る料金(以下「広告等設置料」という。)を定めず、競争入札等の手法で決定する場合にあっては、応募資格等を満たした申込者の

うち、広告等設置料として提出された見積額が最も高額な見積もりをした申込者を広告主等として決定する。なお、見積額が最も高額である申込者が複数あるときは、抽選により決定するものとする。

- 4 申込者は、申込書の提出後、広告等の設置等を取り止める場合は、辞退届を県に提出するものとする。

(行政財産の使用許可)

第6条 前条第2項または第3項の決定を受けた広告主等(以下単に「広告主等」という。)は、広告等の設置等の際し、あらかじめ、滋賀県公有財産事務規則(昭和40年滋賀県規則第1号)に定めるところにより行政財産の使用許可を受けなければならない。

(契約書の締結)

第7条 県は、第5条第2項または第3項の規定により広告掲出の決定をしたときは、別添「広告の設置に関する契約書」を広告主等と締結するものとする。

(広告等設置料)

第8条 広告主等は、広告等設置料(第5条第3項ただし書きにより、決定した金額を含む。)および滋賀県行政財産使用料条例(昭和39年滋賀県条例第5号)の規定に基づき算定した使用料(以下「使用料」という。)(以下「広告等設置料等」という。)をそれぞれ県が発行する納入通知書により、一括して納付するものとする。

- 2 納付された広告等設置料等は、原則として返還しないものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。
- 3 広告物等の設置等の期間が1年に満たない場合の広告等設置料等の取扱いについては、行政財産の目的外使用許可に準じて取り扱うものとする。

(広告等の作成)

第9条 広告主等は、自己の責任と費用で広告等の内容が明らかとなる書面を作成し、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- 2 県は、前項の書面の提出があったときは、当該広告等の内容が申込書の記載事項と相違がないことならびに要綱、基準および本要領に適合していることを審査するものとする。
- 3 県は、前項の規定による審査の結果、当該広告等の内容が適当でないとき、広告主等に対し、当該広告等の内容の修正を求めることができる。

(広告等の内容の修正)

第10条 知事は、広告等の内容、デザイン等が法令、要綱または基準等に違反し、または

そのおそれがあると認めるときは、いつでも広告主等に対して、広告等の内容の修正を求めることができる。

(費用負担)

第 11 条 広告等の設置等および撤去に要する費用は、広告主等自らが負担するものとする。

(広告内容の変更)

第 12 条 広告主等は、設置等をした広告等の内容を変更しようとするときは、変更の 14 日前までに、知事に書面で申請し、同意を得るものとする。

(契約の解除等)

第 13 条 知事は、広告主等が、次の各号のいずれかに該当するときは、設置等をした広告の表示を一時中止し、または当該広告主等との契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに広告等設置料の納付がないとき。
- (2) 第 9 条第 3 項の規定による訂正または削除の求めに応じないとき。
- (3) 第 10 条の規定による広告等の内容の修正を行わないとき。
- (4) その他県が広告等の設置等を継続することが適切でないと判断したとき。

2 広告主等は、前項の規定により、契約を解除されたときは、速やかに当該広告等を撤去しなければならない。

3 知事は、広告主等が前項の規定による広告等の撤去を行わないときは、広告主等に代わって撤去等の措置をとることができる。この場合において、知事は、撤去に要した費用を広告主等に請求するものとする。

(設置等の取りやめ)

第 14 条 広告主等は、14 日前までに、書面で申し出ることにより、広告等の設置等を取りやめることができる。この場合において、広告主等は、併せて行政財産の返還の手続きをとるものとする。

(広告主等の責務)

第 15 条 広告主等は、広告等の内容、設置等がされた広告等の安全性その他広告等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主等は、広告等の内容が法令等に違反しないことおよび第三者の権利を侵害するものでないことを保証するものとする。

3 広告主等は、設置等を行った広告等に関し、第三者から、苦情、損害賠償請求等を受けたときは、広告主等の責任および負担において解決することとする。

(協議)

第 16 条 要綱、基準およびこの要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と  
広告主等が誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。